

令和5年度 保育所(園)・認定こども園の入園手続きのご案内

*教育・保育認定について

保育所や認定こども園などの施設を利用するためには、年齢と目的に応じた認定が必要となります。認定の区分によって利用できる時間がそれぞれ異なります。保護者の皆さまは、働き方や子育ての状況に合わせて施設を選択することができます。

認定区分	対象児童	主な利用施設	利用時間
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども (保育を必要としない)	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	教育標準時間(4時間)
2号認定	満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する子ども	保育所(園) 認定こども園(保育所部分)	保育標準時間(最長11時間) 保育短時間(最長8時間)
3号認定	3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する子ども		

*保育を必要とする事由

保育所(園)や、認定こども園の保育所部分に入園するためには、2号または3号認定が必要です。門川町内に居住し、以下の事由のため日中家庭で保育できない場合、2号・3号の認定を申請することができます。

<input type="radio"/> 就労	保護者が就労している。(ただし、月の就労時間が60時間以上のものに限る)
<input type="radio"/> 妊娠・出産	産前産後(産前8週間、産後8週間)
<input type="radio"/> 保護者の疾病、障がい	保護者が病気やけがをしている。または心身の障がいがある。
<input type="radio"/> 同居家族の介護・看護	同居または長期入院している親族を常時介護・看護する必要がある。
<input type="radio"/> 求職活動	日中、求職活動や起業活動を行う。
<input type="radio"/> 家庭の災害	災害のため、その復旧にあたる間保育ができない。
<input type="radio"/> 就学、技能習得	日中、就学や技能習得で学校等に通う。(趣味や通信教育等は除く)
<input type="radio"/> 上記以外	その他上記以外の特別な事情により保育できない。

*保育必要量(保育施設を利用できる時間)

保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により、保育所や認定こども園を利用できる時間は以下の2つに区分されます。

- 保育標準時間(最長利用時間:11時間) …就労(月の就労時間が120時間以上)、産前産後、就学 など
- 保育短時間(最長利用時間:8時間) …就労(月の就労時間が60時間以上120時間未満)、求職活動 など

*入園の申し込みについて

入園の受付場所や受付期間は、園によって異なります。以下を参考に、必要書類を揃えてお申し込みください。

【受付期間】

受付	保育所(園)	認定こども園
令和5年4月・5月入園受付	令和4年11月1日(火)～令和4年12月16日(金)	
随時入園受付 (令和5年6月以降)	入園を希望する月の前々月の末まで	随時

【受付場所】

- 保育所(園)…在園児の継続申込は、通園中の園。新規入園及び転園希望の申込は、門川町役場福祉課子育て支援係(役場1階⑧番窓口)
- 認定こども園…第一希望の認定こども園

【入園手続きに必要な書類】

- ① 支給認定申請書 兼 入園申込書
入所希望児童ごとに1枚ずつ必要です。
- ② 保育を必要とする状況を証明する書類
保護者の就労証明書(※就労以外の保育認定事由の場合は書類が異なります。)
- ③ 令和4年度市町村民税課税証明書
令和4年1月1日時点で町外に居住していた方のみ必要です。令和5年9月以降に入園する場合は、令和5年1月1日時点で町外に居住していた方が対象となります。
なお、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードを提示いただければ課税証明書の提出は不要となります。

※申込書等の書類は、門川町役場福祉課窓口及び各園にて令和4年11月1日(火)から配付します。

門川町内の保育所(園)・認定こども園

事業所名	所在地	電話番号	
保育所(園)	平城保育所	門川町平城西14番2号	63-3204
	草川保育園	門川町庵川西1丁目69番地	63-0731
認定こども園	栄ヶ丘幼稚園	門川町宮ヶ原4丁目35番地	63-1400
	にじのね	門川町栄ヶ丘1丁目1番地5	63-1347
	南町保育園	門川町南ヶ丘2丁目20番地	63-4105
	いすず保育園	門川町大字門川尾末2276番地2	68-0101
	きぼうの森こども園	門川町大字門川尾末8600番地64	63-1149

※ 申し込みが多い場合は、保育を必要とする事由を総合的に審査し、優先度の高い児童から入園を決定しますので、希望の保育所(園)に入園できない場合があります。

※ 申し込みに必要な書類が提出されないときは、入園を認めない場合や、取り消す場合がありますので、提出できない理由等を事前に福祉課にご相談ください。

※ 町外の保育所(園)等に入園を希望する場合は、福祉課までご相談ください。

※ 詳細は「門川町認可保育所・認定こども園入園申込の手引き(令和5年度)」にてご確認ください。

***利用者負担額(保育料)について**

- 保育料は、保護者の住民税の額に応じて決定します。4月～8月までは前年度の住民税によりますが、9月以降は現年度の住民税を反映しますので、切り替えの際、保育料が変更となる場合があります。
- 祖父母等と児童が同居であって、家計の主宰者と判断される場合には、祖父母等の税額を保育料の算定対象とすることがあります。
- 保育料の決定に必要な書類(所得課税証明書等)の提出が遅れるなど、税額の確認ができない場合は、利用者負担基準額表の最高区分にて保育料を決定することがあります。
- 保育料は4月1日時点での満年齢により決定します。
- 具体的な基準については、利用者負担基準額表を参照してください。

【お問い合わせ】

門川町役場 福祉課 子育て支援係 ☎0982-63-1140 (内線2131・2132)